

令和4年度 施策評価表(令和3年度決算評価)

施策名: 健康支援
 施策番号: 08 - 01

1 基本情報

施策名	08 健康支援	展開方向	01 生活習慣病予防対策(ライフステージに応じた健康づくりへの支援)
主担当局	保健担当局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
		男△1.63 女△3.59	歳		H29	H30	R1	R2	R3
A 健康寿命の延伸 (健康寿命と平均寿命の差)	↑	男△1.63 女△3.59	歳	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	男△1.54 女△3.44	男△1.60 女△3.46	男△1.57 女△3.59	男△1.63 女△3.59	—
B 尼っこ健診受診率	↑	11歳37.6 14歳26.8	%	11歳50.0 14歳30.0	11歳39.6 14歳22.1	11歳41.1 14歳26.8	11歳34.1 14歳25.6	11歳37.3 14歳24.1	11歳37.6 14歳26.8
C 特定健診受診率	↑	31.2	%	60.0	38.6	32.9	31.4	26.9	31.2
D 保健指導実施率	↑	31.6	%	60.0	38.2	40.8	35.1	25.4	31.6
E がん検診の受診率 (肺がん検診受診率)	↑	5.4	%	増加	7.1	6.2	5.2	3.3	5.4

※目標指標Aにおける基準値は、令和2年度実績値を記載

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

【全庁横断的な生活習慣病にかかる取組の推進】
(目的)生活習慣病予防・重症化予防、介護予防の取組の推進に関連する施策の連携を図り、すべてのライフステージを対象にした総合戦略を関係部局横断的にすすめることにより、健康寿命の延伸、結果としての医療費介護給付費適正化を目指す。
(成果)①全庁横断的な生活習慣病予防対策を推進するヘルスアップ尼崎戦略推進会議では、事業を束ねる施策の達成度をはかるための新たな指標を設定するとともに、個別の事業の参加者情報等をデータ化し、より詳細な施策・事業の見える化に着手した。(目標指標A)
(課題)①健康寿命の延伸という政策目標の達成に向けては、中長期的な視点で、個別の事業のデータ化を継続して蓄積し、また、施策の達成度をはかる新たな指標による効果分析を進める必要がある。

【望ましい生活習慣を早期から獲得するための取組の推進】
(目的)望ましい生活習慣を選択できる力を早期から獲得することにより、将来の生活習慣病の発症、重症化予防を目指す。
(成果)②尼っこ健診は、予約可能時期を健診日の直近になるよう工夫したことによりキャンセル率が低下し、11歳受診率37.6%(前年比0.3ポイント上昇)、14歳受診率26.8%(前年比2.7ポイント上昇)であった。また、教育委員会と情報共有し、保健指導時にリスクの高い対象の生徒に対し、「小児肥満対策事業」への参加勧奨を行うなどの取組を実施した。(目標指標B)
(課題)②対象の生徒が保健指導に基づいた生活習慣の改善が継続できているかフォローが必要である。

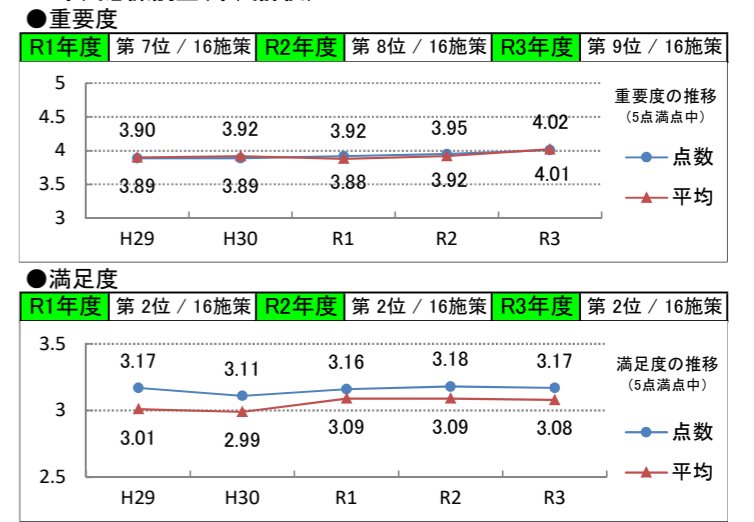
【各種健・検診事業等を通じた重症化予防の推進】
(目的)各種健・検診事業等を通じた、生活習慣改善や疾病の早期発見・治療による生活習慣病の発症、重症化予防を目指す。
(成果)③特定健診の受診率向上対策としては、集団健診会場での感染拡大防止策が定着したことから、一部予約なしでの受付を実施した。受診勧奨においては委託業者との定例会議等を通じ、毎年継続受診者の層や新規対象者の層など、4層に分類し、これに応じて広報物の内容を変えることで周知を図った。(目標指標C)
④健診データの読み取りや病態に関する研修などの事例検討を行うことで、保健指導の質の向上に取り組んだ。また委託業者と連携し、対象者へのハガキの送付や訪問などによる勧奨を行うことで、実施率の向上に努めた。(目標指標D)
⑤がん検診について、特定健診と一体的な受診だけではなく、乳・子宮頸がんの罹患率が高い働き盛り世代の受診機会拡充のため、単独受診を可能にし、乳がん検診の受診者数が約700人増加した(見込)。また、巡回バスによる単独の肺がん検診を試行的に実施し、22人受診した。がん患者アピランスサポート事業については、がん拠点病院等に対して直接事業について説明し、周知啓発をしたことで55人の申請につながった。(目標指標E)
⑥歯科保健の取組として、オンラインによる教室や動画の活用を進めるなど、コロナ禍においても、啓発や衛生教育に取り組んだ。
(課題)③昨年度から引き続き新型コロナウイルスの影響により、受診率が低下傾向であり、受診控えや健診の優先順位が低く捉えられてしまったことが課題として考えられる。
④健診の大切さを理解してもらい継続的な受診につながるような保健指導の質をさらに向上させるため、定期的な研修会などを通じた保健師のスキルアップが必要である。また、保健指導を行う人員の体制確保についても検討が必要である。
⑤がん検診の受診率は、令和3年度は若干増加したものの、依然として兵庫県下でも低い水準にある。
⑥より早い段階からの歯科保健の取組が必要となる中、妊婦の歯科健診の受診率が他市と比較しても低い状況にある。(令和3年度受診率:8.45%)

【各種健・検診事業等を通じた介護予防の推進】
(目的)生活習慣病の重症化予防や介護予防の取組により、介護を要する状態になることや、重症化の予防を目指す。
(成果)⑦高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業として、医療、介護等データ分析結果に基づくフレイル予防対策強化のため、いきいき百歳体操等通いの場での栄養口腔機能低下予防事業(90カ所実施)や保健師等のより積極的な介入(156カ所実施)、また、多剤服薬者への服薬情報通知を試行的に実施した。
(課題)⑦医療、介護データや質問票、事業実施結果をあわせて分析するとともに、庁内外の関係機関と高齢者の現状、課題を共有し、より効果的、効率的な事業実施につなげる必要がある。

3 主要事業一覧

令和4年度 主要事業名	
1	多剤服薬者への服薬情報の提供(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業)
2	肺がん検診の受診機会の拡充(がん検診事業)
3	地域いきいき健康プランあまがさき策定事業
4	胃がん検診の見直し(がん検診事業)
5	
令和3年度 主要事業名	
1	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



6 評価結果

評価と取組方針

・特定健診の受診率向上に向けて、引き続き尼崎市医師会や各地域振興センター等と連携したPR・啓発を行うとともに、改めての課題分析や検証に基づく積極的な取組を推進していく。

・各種がん検診の受診率向上に向けて、他都市の取組も参考にするとともに、本市における受診場所や受診者層等の傾向を分析し、今後の取組につなげていく。

・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業では、医療・介護データや健康関連事業のデータについて、効率的な分析手法の検討を進めていく。

令和4年度の取組

【全庁横断的な生活習慣病にかかる取組の推進】
 ①ヘルスアップ尼崎戦略会議での議論と情報共有を通じ、事業を束ねる施策の達成度をはかる新たな指標による効果分析と配下事業の新たなデータ整備をより一層進めることにより、引き続き、全庁的な生活習慣病予防対策を進める。

【望ましい生活習慣を早期から獲得するための取組の推進】
 ②リスクの高い生徒が、保健指導後も生活習慣の改善に取り組めるよう、継続的な支援について引き続き教育委員会との連携を促進させる。

【各種健・検診事業等を通じた重症化予防の推進】
 ③各層別の特徴・属性に応じた対策を継続していくことで、効果的に受診勧奨を行う。また、かかりつけ医での受診などの勧奨を尼崎市医師会との連携により強化するとともに、地域の市社協や各地域振興センターと健診のPRに努め、国保年金課や各サービスセンターの窓口などとも連携して国保新規加入者への案内の充実を図る。
 ④委託業者も交えた研修会等を実施することで、保健指導の質についての充実を図り、引いては実施率の向上に努める。
 ⑤巡回バスによる単独肺がん検診を地域の受診環境に合わせ、実施していくことにより受診者数の増加を目指す。また、引き続き、がん検診に対する市民への意識調査や、がん検診の実施場所・受診勧奨の方法について企業とも連携しつつ、継続して検討する。
 ⑥引き続き、コロナ禍においても継続できる歯科保健の啓発や衛生教育に取り組むつつ、妊婦の歯科健診の受診率及び利便向上と、啓発の事業全体のあり方について、検討していく。

【各種健・検診事業等を通じた介護予防の推進】
 ⑦通いの場での栄養口腔機能低下予防事業や保健師の積極的介入を継続する。また、多剤服薬者への服薬情報通知については、より効果が期待できる通知の考案や対象者の選定と拡大等を進める。
 ⑦医療、介護データや質問票、事業実施結果に基づき、高齢者の実態、課題を分析、庁内外の関係機関と共有するとともに、より効果的効率的な事業実施につなげていく。

主要事業の提案につながる項目

【各種健・検診事業等を通じた重症化予防の推進】
 ⑥より早い段階からの歯科保健の取組が必要となる中、妊婦の歯科検診の受診率と利便向上に向けた検討を進める。
 ⑥口腔衛生事業のあり方について、引き続き歯科医師会と調整しつつ、検討を進める。

令和4年度 施策評価表(令和3年度決算評価)

施策名: 健康支援
 施策番号: 08 - 02

1 基本情報

施策名	08 健康支援	展開方向	02 地域や団体などと取り組む健康づくり(ライフステージに応じた健康づくりへの支援)
主担当局	保健担当局		

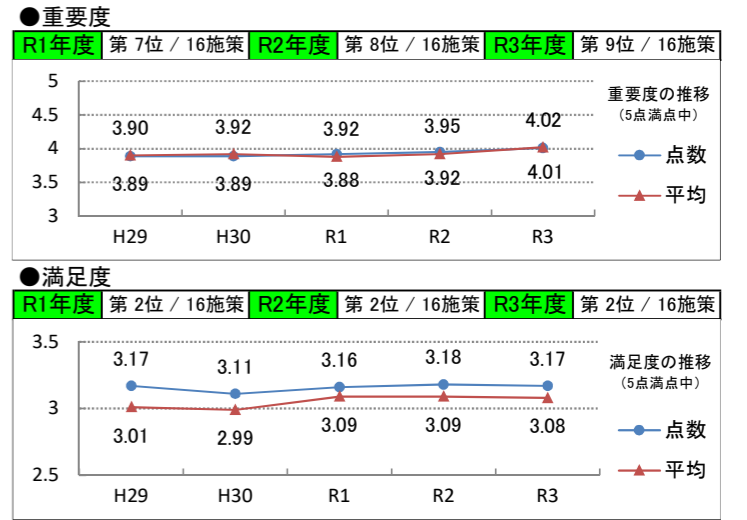
2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					H29	H30	R1	R2	R3
A 自分が健康であると感じている市民の割合	↑	74.4	%	100	75.2	72.6	72.3	72.5	74.4
B 歩きたばこを禁止する条例の認知度	↑	43.9	%	100	—	—	32.3	35.7	43.9
C 市や地域と連携して食育活動に取り組む組織・団体数	↑	69	件	100	62	71	103	65	69
D 自殺による死亡率(人口10万人対)	↓	16.6	人	16.1	18.1	18.4	13.4	16.2	16.6
E 駅周辺に喫煙所を設置した駅数	↑	3	駅	13	—	1	3	3	3

3 主要事業一覧

令和4年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	たばこ対策推進事業
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)	
【健康行動を促すまちづくりの推進】	<p>(目的)健康寿命の延伸のため、市・市民及び事業者等が連携し健康づくりの取組を促進させる施策を推進し、だれもが健康行動を起こすことができる環境づくりを目指す。</p> <p>(成果)①まちの健康経営推進事業について、制度の見直しを検討した結果、自治体と協働で企業の健康経営に向けた支援を行う民間企業の協力を得て事業実施することし、令和3年12月に同企業との連携協定を締結した。</p> <p>②未来いまカラダポイント事業について、令和3年度より紙媒体のチケット配布に加え、電子ポイント(SDGsポイント 令和3年度配布数1,942人)の配布を開始した。</p> <p>(課題)①制度の見直しを図ったため、改めて市内企業への事業周知の強化が必要である。</p> <p>②健康行動が定着したと考えられる人(1,000ポイント獲得者 R3年度は継続特典チケットを10枚貯めた方)の人数が、令和元年度2,200人、令和2年度853人、令和3年度769人と制度の見直しもあり単純比較はできないものの、減少傾向にあり、コロナ禍による事業参加控えの影響も受けたものと考えられる。</p>
【たばこ対策の推進】	<p>(目的)市民の健康に配慮し、受動喫煙の防止等を図る。</p> <p>(成果)③歩きたばこの禁止や受動喫煙防止等について、市内13駅周辺では委託による巡回啓発(延べ228回/年)並びに月1回職員も共同で実施するとともに、チラシやポスターの配布、ガードレールなどで新たな啓発プレートの掲示(586枚)、駅周辺等にのぼりの設置(105本)、啓発たすきの作成(1,000枚)・配布など、市民への啓発等を図った。また、たばこ対策推進プロジェクトチーム会議(5/7、7/28)を通じて、県条例の改正に伴い、喫煙スポット協力店(76店舗)の灰皿撤去等の要請、駅前路上喫煙禁止区域指定の拡大、啓発たすき等の新たなデザインなどを協議・検討を進め、喫煙スポット協力店16店舗には、協力依頼の働きかけを行った。(目標指標B・E)</p> <p>(課題)③本市たばこ対策推進条例の市民への認知度は徐々に上がっているものの、歩きたばこが未だ散見され、苦情も多く寄せられている。また、受動喫煙防止の観点から、喫煙スポット協力店の灰皿撤去等働きかけを行うにあたっては、歩きたばこやポイ捨てが増えないよう、喫煙所のあり方も併せて検討する。</p>
【食育の推進】	<p>(目的)生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を培う食育を推進する。</p> <p>(成果)④多様な主体が参画する尼崎市食育推進懇話会を中心に、地域の「食育サポーター」や幼稚園、学校や農業関係者等と協働し、感染症の影響により自宅で食事を摂る機会が多い現状を捉え、インターネット上で、クッキング動画を作成・配信するとともに、妊産婦やそのパートナーを対象とする食育に関するオンラインセミナー(参加者数153人)等を実施した。(目標指標C)</p> <p>(課題)④コロナ禍による影響を受け、食育活動に取り組む組織・団体数は減少傾向にあり、また、食を取り巻く社会環境が変化中、市民の食育への関心や日常の食生活等について、ライフステージ別に最新の現状を把握する必要がある。</p>
【心と体の健康回復や療養のための支援】	<p>(目的)精神疾患・難病患者等に係る相談・支援体制の整備によるこころからの健康回復や療養のための支援を行う。</p> <p>(成果)⑤精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」を3回開催し、当事者・家族等が抱える状況を共有することで課題の洗い出しを行った。また、措置入院中の患者が退院後も継続的な支援を受けられるよう、継続支援チームが退院後支援計画を作成し、計画に沿った支援を実施した。(R3:支援対象者1名)</p> <p>⑥自殺リスクに気づき、自殺念慮を持った人に適切に対応できる人材を育成するため、市民や教職員等に対してゲートキーパー研修を行った(9回実施、267人参加)。思春期の自殺関連行動事業に対しては、関係機関と円滑に情報共有するためのツールとして連携シートを活用する中で、ケース対応を実施した(令和3年度14件実施)。(目標指標D)</p> <p>⑦アスベスト対策は、令和2年度から開始した「石綿読影精度に係る調査事業」では、コロナ禍にあつて、令和2年度は267人の参加に止まったが、令和3年度については、電話や案内の郵送による積極的な受診勧奨を行った結果、378人の参加があった。また、調査事業の制度改善について、近隣を中心とした6自治体による国への共同要望を行った。加えて、アスベスト問題に係る啓発及び次世代への伝承の取組として、中皮腫死亡小票調査を完了させるとともに、引き続き、新規採用職員への研修及び出前講座を実施した。</p> <p>(課題)⑤推進会議において、地域社会資源や精神障害者の現状の課題について共有を行っているが、退院後の地域生活における支援体制については、市内に単科精神科病院がない実情を踏まえながら、医療機関や地域での支援機関との連携のあり方も含めて検討を行う必要がある。</p> <p>⑥研修や相談窓口カード等による啓発を実施するほか、連携シートを活用した支援について教育委員会等と協議する必要がある。</p> <p>⑦コロナ禍の影響もあり、アスベスト検診の受診者数が減少していることから、精力的な受診勧奨が必要である。また、恒久的な健康管理制度の構築に向けそのあり方について検討を行うとともに、適宜、国へ意見を述べていく必要がある。</p>

6 評価結果

評価と取組方針	
・たばこ対策については、十分な成果が上がっているとは言えない。まずは、歩きたばこ禁止の周知を徹底するとともに、駅前路上喫煙禁止区域の設定、喫煙所の設置と条例違反となる灰皿の撤去について、たばこ対策推進プロジェクトチームによる進捗管理のもと集中的に取り組む。	
・自殺対策については、連携シートを活用した支援について関係部局間との協議を進める。特に、若年層の自殺に関する傾向を分析し、分析結果に基づいた取組を推進していく。	

令和4年度の取組	
【健康行動を促すまちづくりの推進】	<p>①しごと支援課と連携し事業の再周知を強化し、協定に基づき、事業所に健康意識を高めてもらえるよう、従業員の定期健診結果データの分析を行う。</p> <p>②事業参加者の増加に向けて、紙媒体と電子ポイントを併用して貯められることを幅広く周知する。</p>
【たばこ対策の推進】	<p>③たばこ対策をより一層推進していくためには、たばこ対策推進プロジェクトチーム会議について、局長をトップとする運営手法に見直ししていく。また、エリアプランニングの状況や地域の意見等を踏まえながら、駅前路上喫煙禁止区域の指定を進める。喫煙スポット協力店への働きかけを行うとともに、喫煙所のあり方を検討していく。引き続き、地域振興センターと連携強化を図りながら、歩きたばこ禁止等の啓発活動に取り組む。</p>
【食育の推進】	<p>④コロナ禍の影響を踏まえつつ、引き続き食育の実践を重視する取組を実施するとともに、食育に関する計画策定の機を捉え、効果的な食育の推進に向け、最新の現状と課題を把握するアンケート調査を実施する。</p>
【心と体の健康回復や療養のための支援】	<p>⑤長期入院患者の退院ならびに地域定着を推進するため、医療、地域、行政が重層的に連携した支援を行っていく。</p> <p>⑥ケース対応を迅速に進めるため、連携シートの活用方法や関係部局間の役割分担について継続的に協議を進める。</p> <p>⑦アスベスト関連疾患の早期発見・治療につなげるため、アスベスト検診の受診者数の増加に努める中で、過去に受診歴のある方への受診案内の送付や電話による受診勧奨に加え、今年度から導入した巡回検診バス等を活用し受診機会を拡充していく。また、調査事業や石綿健康被害救済制度にかかる要望についても、必要に応じて引き続き国へ要望していく。</p>

主要事業の提案につながる項目	
【たばこ対策の推進】	<p>③たばこ対策をより一層推進していくためには、たばこ対策推進条例の市民への認知度向上に向けた効果的な啓発活動の強化、駅前路上喫煙禁止区域のさらなる指定拡大に向けた関係機関・関係者との具体協議、喫煙所のあり方にかかる地域・企業等との調整や協力体制の確保、積極的な禁煙支援等、総合的な取組が必要となるため、推進体制の強化及び事業の拡充が必要となる。</p>

令和4年度 施策評価表(令和3年度決算評価)

施策名: 健康支援
施策番号: 08 - 03

1 基本情報

施策名	08	健康支援	展開方向	03	健康で安全・安心な暮らしを確保するための体制の充実
主担当局	保健担当局				

2 目標指標

指標名	方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
					H29	H30	R1	R2	R3
A 結核罹患率 (人口10万人対)	↓	15.1	人	10.0	16.2	18.8	20.4	17.3	15.1
B 猫の譲渡率	↑	72.4	%	80.0	30.1	57.9	53.8	75.7	72.4
C									
D									
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和3年度実施内容を記載)

【結核・感染症対策】
(目的) 感染症の発生予防及びまん延防止を図る。
(成果) ①新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に対応するため、県と連携して市内におけるコロナ病床の拡充(59床→102床)や宿泊療養施設の設置に努めるとともに、医師会と連携し、自宅療養者を早期に往診や中和抗体治療につなげることで、重症化の予防を図った。さらに、自宅療養者には、国システムを活用しながら日々の健康状態を把握するとともに、食料品の配布やパルスオキシメーターの貸与を行うことで療養期間中の不安や負担の軽減を図った。
②入所系高齢者施設と保育施設等の従事者に定期的なサーベイランス検査を実施することで、感染拡大の動きを早期に察知し、集団感染事例の発生予防に努めた。(検査数:高齢者施設のべ4,246件 うち陽性確認数0人、保育施設のべ1,533件 うち陽性確認数4人)
③結核については、疫学調査に基づく接触者健診、継続的な服薬支援、治療終了後の管理検診等を着実に実施したことで、結核罹患率は2.2ポイント減少(R2年:17.3人→R3年:15.1人)した。(目標指標A)
④生まれてくる赤ちゃんが先天性風しん症候群にかかることを防ぐため、令和元年度から3年度まで、市独自の取組として、風しんの抗体が十分でない妊娠を希望する女性及びその同居者等を対象に予防接種費用の一部助成を行った。(助成件数:R1年:197件、R2年:112件、R3年:113件)
⑤ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種について、中学1年生と高校1年生の女子にリーフレットを個別送付し、周知した。(接種回数 R2年:479回、R3年:1,742回)
⑥新型コロナウイルスワクチン接種について、全庁的な連携体制を構築するため、「新型コロナウイルスワクチン接種推進本部」を設置し、希望する人へ初回接種及び追加接種を実施した。(R4.5.30現在接種率 初回:84%、追加:58%)
(課題) ①第6波においては、感染者数の増加速度が想定を大きく上回り、感染者への対応に一定の時間を要したことから、派遣職員や外部委託等の活用範囲を拡大することで保健所体制の更なる強化を図る必要がある。
②感染者の重症化や高齢者施設等での集団発生を予防していくため、引き続き医療提供体制の充実や予防啓発に取り組む必要がある。
③結核の罹患率は低下傾向にあるが、兵庫県下(R2年:11.7)、全国(R2年:9.6)と比較すると高く、継続して対応していく必要がある。
④尼崎市において先天性風しん症候群の発生はなかったが、令和元年度から全国で実施している風しん抗体検査及び第5期定期接種がコロナ禍の影響により目標に達しておらず、新たな感染拡大につながる恐れがあることから、先天性風しん症候群の発生を防ぐため取組を継続して実施していく必要がある。
⑤ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種について、積極的勧奨が再開されたことから啓発に努める必要がある。
⑥4回目接種に向けた接種体制の確保を速やかに行い、希望する人へ接種機会を提供していく必要がある。

【病原体検査】
(目的) 新型コロナウイルス感染症等の行政検査を迅速かつ正確に実施し、感染拡大防止に寄与する。
(成果) ⑦新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に対応するため、オンライン研修への参加や内部研修等を通じて検査技術の向上を図ることで、感染拡大期において安定的に1日88検体の検査を行うことができた。また、強毒化が懸念される変異株についても安全に検査が行えるよう、高度安全キャビネットを導入するなど検査環境の整備を図った。これらの取組により、疫学調査に基づく病原体検査(陽性確認検査10,908件、変異株スクリーニング検査335件)やサーベイランス検査(プール法検査4,620件)の着実な実施が可能となり、変異株の流行を早期に探知するとともに、高齢者施設等における感染拡大の防止に寄与することができた。
(課題) ⑦新たな感染症の発生や変異株の出現に迅速に対応していくため、適宜、国等の研修を活用しながら検査体制の維持・強化に努める必要がある。

【休日夜間急病診療所の老朽化等への対応】
(目的) 安定的かつ安全・安心な一次救急医療体制を確保する。
(成果) ⑧早期の建替えを目指し、庁内及び関係団体と協議を重ね、整理を行った結果、市役所第2駐車場及び職員臨時駐輪場敷地の一部を建替え用地とし、休日夜間急病診療所を令和7年度に移転・建替えする方針を決定した。
(課題) ⑧施設の老朽化や狭隘化、感染症対策等の必要性に加え、災害時での活用やZEB Readyの考え方を踏まえた施設整備に向けて、今後、関係団体と協議する必要がある。また、今後の運営方法等についても関係団体と協議を進める必要がある。

【動物愛護】
(目的) 動物愛護に関する取組の推進に努める。
(成果) ⑨動物愛護センターの改修工事における設計を完了したほか、令和3年4月1日付けで16名の方にオフィシャルサポーターを委嘱したことで、動物愛護施策の周知や動物愛護基金への寄付を働きかける体制を整備できた。また、多頭飼育問題については、関係部局等と連携し情報収集に努めたことで、早期に対処し解決につながる事案が増加した。(解決件数 R2年:3件 R3年:7件)(目標指標B)
(課題) ⑨動物福祉の向上や殺処分削減に向け、センターの改修工事を早期に完了する必要がある。また、近年の動物愛護法の改正や喫緊の課題である多頭飼育問題等についても明記した事業実施方針の整備が必要である。

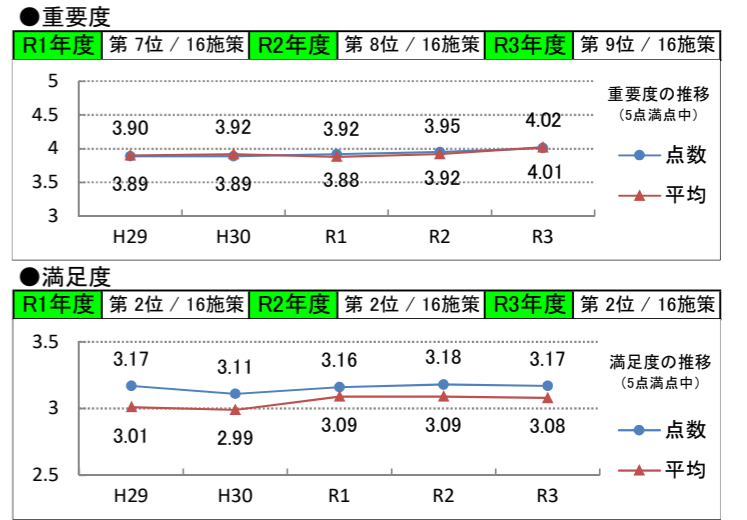
3 主要事業一覧

令和4年度 主要事業名	
1	休日夜間急病診療所建替えに向けた整備の開始(休日夜間急病診療所整備事業)
2	費用助成期間の延長(風しん予防接種推進事業)
3	
4	
5	

令和3年度 主要事業名	
1	動物愛護推進強化事業(動物収容譲渡施設整備)
2	感染症対策事業(入院待機陽性患者医療提供支援事業)
3	尼崎口腔衛生センターの事業補助金(障害者歯科診療に係る人材育成事業)
4	ネズミ駆除薬剤配布の見直し(そ族昆虫駆除事業)
5	

令和2年度 主要事業名	
1	尼崎口腔衛生センターの組織統合に伴う見直し
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



6 評価結果

評価と取組方針

・新型コロナウイルス感染症対策については、感染拡大の状況に応じて迅速に対応するため、保健所の体制整備及び業務の効率化を図っていくとともに、引き続き感染拡大防止に向けた予防啓発に努めていく。

・動物愛護に関する取組については、様々な団体と協働・連携する中で、本市の現状を踏まえた事業実施方針を策定していく。

・休日夜間急病診療所における運営体制を改めることを機に、公益財団法人尼崎健康医療財団の今後のあり方について検討し、尼崎市医師会との協議を進めていく。

令和4年度の取組

【結核・感染症対策】
①感染拡大の状況に応じて、迅速に対応できるよう、引き続き、業務の効率化を進めるとともに、派遣制度等を活用しながら体制整備を図る。
②医師会等と連携し実施している、尼崎独自の高齢者施設等のクラスター班を早期導入するなど、医療提供体制の充実に努めるとともに、感染予防対策の徹底に向けた啓発活動に努める。
③結核感染症の発生動向を注視し、適切に患者支援に取り組んでいく。
④コロナ禍の影響により、全国的にも抗体検査と第5期定期接種が進んでいないことから、予防接種費用の一部助成を令和4年度から3年間延長して実施する。
⑤積極的な接種勧奨が再開されたことを踏まえ、中1と高1の女子に加えて、令和4年度からキャッチアップ対象となる平成9年度から17年度生まれの女子にリーフレットを送付するなど、接種率向上に向けた取組を推進する。
⑥引き続き集団や個別といった接種機会を確保するとともに、安心して接種できるように相談体制の確保や情報発信に努める。

【病原体検査】
⑦新たな感染症の発生等に備え、検査手法等に関する知見の収集に努めるとともに、国・県の研修会への参加や内部研修を通じて検査技術の向上を図る。

【休日夜間急病診療所の老朽化等への対応】
⑧建物の構造やレイアウト、設備について、災害時での活用やZEB Readyの考え方を踏まえた基本設計作業を進める。並行して、指定管理者制度の導入を踏まえた運営方法等について、関係団体と協議を進める。

【動物愛護】
⑨入札不調により工期が遅れた改修工事について、上半期中の完成を目途に準備を進める。多頭飼育問題への早期対応を可能とするため、国のガイドラインを参考に、福祉等との関係機関と連携するとともに、日頃からの地域住民による見守り等とも新たに連携していく。また、令和3年3月に策定された「兵庫県動物愛護管理推進計画」を参考に、本市の現状を踏まえた事業実施方針を策定する。

主要事業の提案につながる項目

--